

食物アレルギー疾患生活管理指導表の作成費用の助成

園児・児童・生徒などの食物アレルギー対応に必要な「アレルギー疾患生活管理指導表」の作成費用を助成することで、保護者の負担を軽減し、園児などが健全な生活を営むことができるよう支援します。

医療機関にお持ちいただく書類があるほか、市が指定する医療機関で受診していただく必要がありますので、まずは通っている保育園や学校などにお問い合わせください。

■対象者

次の①と②の両方に該当する方
①食物アレルギーを有し、保育園・幼稚園・学校等での生活で特別な配慮や管理が必要な方

②次のいずれかに該当する方
・市内に住所を有し、市内または市外の保育園・幼稚園・認定こども園などに在籍している方、または入園が内定した方
・市内の小中学校・義務教育学校に在籍している方、または入学を予定している方

■助成回数 1年度につき1回
■助成限度額 2,000円
※2,000円を超える分は自己負担となります。
■問い合わせ先
保育園・幼稚園・認定こども園などに通っている方
こども福祉課 ☎(32)8903
小中学校などに通っている方
学校教育課 ☎(32)8918

栃木県特定最低賃金の変更

～必ずチェック最低賃金～
令和3年12月31日から、県特定最低賃金(時間額)が変更されました。

塗料製造業	992円
業務用機械器具製造業	939円
電子部品・デバイス・電子回路製造業	940円
自動車・同附属品製造業	947円
医療用機械器具・医療用品製造業	940円

この他にも最低賃金が改正された業種があります。

■問い合わせ先
栃木労働局賃金室
☎028(634)9109

外国人を雇用する事業者の方へ 市・県民税の納付に関するお知らせ

事業者が雇用する外国人が退職・帰国(出国)するときには、市・県民税の納め忘れがないよう、事業者の方から下記の手続きをご案内ください。

なお、日本人でも外国人でも手続きの方法などは同じです。

残りの市・県民税(特別徴収税額)の一括徴収

外国人本人から申し出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から、残りの市・県民税を一括して徴収することができます。

なお、1月から5月の間に退職する場合は、申し出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

納税管理人の選任

帰国する外国人が、日本から出国するまでの間に市・県民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から「納税管理人」を定めて市に届け出る必要があります。

納税管理人は、帰国する外国人本人に代わり、税金の手続きを行うこととなります。

詳しくは総務省ホームページへ

総務省ホームページに、詳しい手続きの内容や外国人向けの案内パンフレット(5か国語対応)が掲載されていますので、ご覧ください。

総務省 外国人 住民税 [検索](#)

■問い合わせ先 税務課 ☎(32)8891

広報しもつけへのご意見を募集しています

郵便はがき

料金受取人払郵便

3 2 9 0 4 9 0

下野小金井局
承認
394

差出有効期間
2022年8月
31日まで
切手は不要です

(受取人)
栃木県下野市笹原2-6
下野市 総合政策課 行



ご住所 〒

下野市

フリガナ
お名前

電話

年齢

歳